

各県連会長 様
各県連事務局長 様

全日本民主医療機関連合会 会長 藤末 衛
(公印省略)

【緊急提起】生活保護改悪を許さないとりくみについて

この間生活保護制度は、2004年から老齢加算が段階的に廃止、2013年～15年には生活扶助が最大10%、平均で6.5%、総額670億円引き下げられました。住宅扶助、冬季加算も削減が実施されました。2018年10月以降は、3年かけてさらに生活扶助基準最大5%引き下げ、母子加算平均2割引き下げなど160億円もの削減を段階的に実施するとしています。

今国会には生活保護法、生活困窮者自立支援法、児童福祉法、社会福祉法を一括して「改正」する法案（「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」）が上程され、現在参議院で審議中であり、政府与党は5月中には採決に持ち込もうと目論んでいます。

法案には、①生活保護利用者については後発医薬品の使用を原則化することや、②医療費抑制のため生活保護利用者の健康管理支援事業を創設することなどを法律に規定する内容が盛り込まれています。また、保護費の過誤払いや年金の遡っての支給分などの資産を、本来差押えを認めていない保護費から差し押さえることを可能にしようとしており、最低生活基準を脅かすものです。

今年3月には全国の生活保護関係全国係長会議を開催し、医療扶助の適正化に向けた徹底も行われました。頻回受診の適正化のため「福祉事務所に『付き添い指導員（仮称）』を配置する」ための予算や、「かかりつけ医と協議して患者指導を行う医師を委嘱する」ための予算も計上されています。また、昨年度モデル事業を実施した「薬局一元化事業」（生活保護利用者が処方箋を持参する薬局をできる限り1カ所にする事業）について、適正化の効果が見込まれるとして全国で推進しようとしています。

これ以上の生活保護の改悪をストップさせるために、短期間のとりくみにはなりますが、全国から行動を起こしましょう。

【行動提起】

1. 「生活保護にかかる緊急要請」FAX要請行動

地元選出議員を中心に参議院議員、特に厚労委員に対して、すべての職場からFAX要請行動を行います。期間は5月31日（木）まで。（ひな形参照、参議院議員名簿添付）

2. 25日行動など、地元で他団体と共同した署名・宣伝行動

各地で社保協や生活と健康を守る会、いのちのとりでアクションなどとともにより25日行動などにとりくみ、地域の多くの方に改悪される内容を訴えながら25条署名などにとりくみましょう。

以上

<問い合わせ先>

全日本民主医療機関連合会 社保運動・政策部
担当：堀岡、多田、山本
TEL:03-5842-6451 FAX:03-5842-6460
MAIL:min-syaho@min-iren.gr.jp